第八章 日本にとってのイスラム過激派・国際ジハード主義者の問題と それへの対応

茂田 宏

1. 日米同盟と対米国協力

9.11同時多発テロ事件を受けてNATOはNATO条約第5条を援用してこの攻撃をすべてのNATO諸国への攻撃であるとみなすことを声明した。ANZUSもANZUS条約を援用した。これらの条約が米国の防衛のために援用されると考えていたひとは多くない。日米安保条約は片務的な条約であるので、日本はNATO諸国とは異なり米国の防衛のために安保条約を援用しなかったし、できなかったが、同盟国として米国に対し協力することを表明した。このような立場で日本がこれまでしてきた協力は以下のようなものである。

第一に政治的に米国がアルカーイダとたたかうことを支持した。

第二に「テロ特別措置法」を制定し、アフガニスタンでアルカーイダ、タリバンとたたかって いる米国軍等に自衛隊の艦船(イージス艦を含む)を派遣し、その艦船へ石油などの物資の補 給を行った。

第三にアルカーイダの聖域であったアフガニスタンをそうでなくするためにカルザイ政権下の 新生アフガニスタンを支援している。東京においてアフガン復興会議を開催するとともに応分の 支援(約6億ドル)を行い、特にDDR(注)の推進を引き受けた。

第四にタリバン、アルカーイダとの戦いにおいて極めて重要な役割のあるパキスタンの安定の ために経済支援を行った。

第五にテロ対処能力の低い国への「能力強化」のための援助を行った(この点では軍・治安 関係への援助についての消極的な姿勢を日本は伝統的にもっており、そのためこの「能力強 化」援助が的を本当に得ているのかの問題がある。たとえば東南アジア諸国の島嶼国は海上 警備のための艦船が十分でないが、これについての援助はまだなされていない)。

イラクについては、新生イラクの復興支援のために無償15億ドル、有償35億ドルを提供するとともに、応分の債務削減に応ずることとした。また「イラク復興支援法」に基づき、イラクへの自衛隊の派遣に踏み切った。イラク戦争はテロとの戦いの範疇から外れるとの論もありうるが、現在イラクが「イスラム過激派・国際ジハード主義者」との主戦場になってきていることは否定しがたい。

2. 日本に対する脅威

アルカーイダとその仲間は「十字軍とユダヤ」に対する「防衛ジハード」を主張している。 日本はイスラムに対する侵略と考えられるものをしたことはない。第2次大戦中、現在のインドネシア、マレーシアを占領したが、当時はそれぞれ蘭領、英領であった。したがって日本は「防衛ジハード」の対象ではなかった。

しかしながら日本への脅威がまったくなかったわけではない。1994年沖縄上空でフィリピン航空便がアルカーイダのラムジ・ユーセフなどが計画していた「ボジンカ作戦」(注2)の予行演習で爆弾を仕掛けられ、日本人1名がなくなった。2002年10月のインドネシアのバリ島でのディスコ爆破事件の犯人、ジュマ・イスラミヤのサムドラがそのコンピューターに日本を標的にすると書き込んでいたとの事実もある。日本国内には米軍基地をはじめとする米国の権益、イスラエル大使館を含むイスラエル権益があるが、これらは攻撃の対象でありうる。また大規模な国際的催し(2002年の日韓共催のサッカーのワールド・カップなどのような)は宣伝効果もあり狙われる可能性がある。

日本に対する「イスラム過激派・国際ジハード主義者」の脅威は日本が米国の同盟国として 果たす役割が大きくなるにつれ、増大しているといえる。オサマ・ビンラーディンは2002年11月、 米国とその同盟者を標的にする旨、述べたが、イラクへの自衛隊派遣が話題になった2003年 10月18日、日本をも名指しして「適当な場所、時期に報復する権利を有する。」と声明した。 日本国内および日本の海外権益(イラクに行く自衛隊に限られない)がアルカーイダやその仲間 たちの標的になってきている。アルカーイダ等とのたたかいはいまや日本自身の問題でもあり、 その進め方について日本としてもこれまで以上の関心をもたざるをえない事情が出てきたといえる。

3. 日本のテロ対策とその問題点

日本は9.11事件後、上記1.の措置をとってきたのにくわえ、国際協力を推進しつつ、次のような措置を講じてきた。

第一にテロリストに対して安全な避難場所が提供されないようにすること(そのためにそういう目的で作成された「テロ資金防止条約」と「爆弾テロ防止条約」を締結するとともに、所要の法改正を行った。その結果、国連で作成された12のテロ関連条約すべての当事国になった。そのほか、入国管理面での規制強化を現行法の枠内で行った)。

第二にテロリストに対して資金や武器等、テロ行為を行う手段を与えないこと(そのためにアルカーイダ等との関連が疑われる多くの団体、個人に対して金融機関における口座の開設の阻止、口座がある場合にはその凍結のための措置をとるとともに、怪しい取引についての報告の励行

の措置をとった。また武器についての管理はその輸出入を含め日本ではすでによく行われているが、生物剤・化学剤の管理の強化も行った)。

第三にテロに対する脆弱性を克服すること(既存の法の枠内で重要施設の警備の強化、航空・港湾保安の強化等)。

第四にテロ発生時の対応能力の強化(ワクチンの備蓄や対テロ部隊の増員等)。

しかしながら増大してきている脅威と見合う施策がなされてきたのかについては、問題がある。 米国、欧州諸国等では、捜査機関によるテロ関連捜査権限の強化、入国管理面での規制の強 化等のための「テロ対策法」が9.11事件後、立法されているが、日本ではいまなお包括的な 「テロ対策法」が制定されていない。9.11事件を受けて国連安保理はすべての国連加盟国に 対してテロ対策としてとるべき措置を列挙し、その実施を求めている(決議1373)。これは国連憲 章第7章下の決議であり、国連憲章第25条により国連加盟国に実施の義務が課されている決議 である。日本の現行の法律はこれを十全に履行するためには不十分である。すくなくともこれは 是正する必要がある(株3)。

どこの国でもテロ対策をどこまでやるのかは難しい問題である。テロ対策は人々の安全確保の ためにはやればやるほどよいが、他方で通常の市民生活がそれにより阻害されることになるほか、 人権の尊重といういまひとつの価値と相克を生じる。その間のバランスをどうするかどこまで危険 を許容するのかは、脅威の度合いを勘案し国民のコンセンサスによって決めるべきことである。

さらにテロとのたたかいにおいては情報の果たす役割が大きいが、その面でも日本の体制は 十分とはいえない。戦後の日本は国家の情報機能の問題を長い間軽視してきた。しかしテロの ような問題に対して的確に対応することをふくめ、国際場裏においてそれなりの役割を果たして いくためには、日本の情報機能の強化の問題を今後真剣に検討することが必要だろう。

- 1. DDRとはdisarm, demobilize, rehabilitateの頭文字をとったものであり、兵士の市民社会への復帰をうながすものである。
- 2. 1994年のOPLAN BOJINKAはラムジ・ユーセフが立案したもので、11機の米国民間機を太平洋上で爆破するとの計画であった。またラムジ・ユーセフはCIAまたはペンタゴンに爆発物を満載した飛行機を突入させる計画もしていた。フィリピン当局は米国に通報したが、すでに犯人が逮捕されているということで、この情報が示唆する危険を軽視したとされている。
- 3. 安保理決議1373は概要次のとおり規定している。
 - 1. 国連憲章第7章のもとにすべての国は次のことを行う。
 - (1) テロ行為を防止し抑圧すること
 - (イ) 国民によってあるいは自国内でテロ行為を実施するために資金が提供または受 領されることをその手段や形態が直接であるか間接であるかを問わず法的に取 り締まること
 - (ロ) 自国内でテロ行為を行ったり企てたり支援したりした個人・団体の資金・資産を 遅滞なく凍結すること
 - (ハ) 自国内でテロ行為に関係した個人・団体が資金を入手するのを阻止すること
 - 2. すべての国はまた次のことを行う。
 - (イ) テロリスト集団によるメンバーの獲得を取り締まり、テロ行為に関与する個人・団体に対するあらゆる支援を自粛すること
 - (ロ) テロ行為の実行を防止するためのあらゆる措置を講じること(情報交換による他国への早期警報を含む)等

テロリスト集団によるメンバーの獲得の取り締まりは「テロ組織・集団」を指定しないと出来ないと思われるが、わが国にはテロ団体指定制度が存在しない。テロ行為への資金供与については、外為法上の規制があるが、国内での規制に十分でない点がある。これが是正を要する点であるが、それ以外にも新規立法が有益な点は多い。